

【第5号議案】 定款変更について

定 款 変 更

新	旧
<p>(種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。</p> <p>(1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人とする。</p> <p>(2) <u>準 会 員 この法人の事業を賛助するために入会した個人とする。</u></p> <p>(3) <u>賛助団体 この法人の事業を賛助するために入会した非営利団体、若しくは学校法人とする。</u></p> <p>(4) <u>賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した営利企業(広島県内を主たる事業所としている。)とする。</u></p> <p>(5) <u>特別協賛企業 この法人の事業を特別に賛助するために入会した営利企業とする。</u></p> <p>(入会)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 会員として入会しようとするものは、<u>正会員、準会員、賛助団体、賛助会員、特別協賛企業</u>を問わず理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>(会員の資格の喪失)</p> <p>第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>正会員及び準会員である本人が死亡したとき、又は賛助団体、賛助会員、特別協賛企業である団体が消滅したとき。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p>	<p>(種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。</p> <p>(1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人とする。</p> <p>(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体とする。</p> <p>(入会)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 会員として入会しようとするものは、正会員、賛助会員を問わず理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>(会員の資格の喪失)</p> <p>第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 正会員である本人が死亡したとき、又は賛助会員である団体が消滅したとき。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p>

入会金及び会費について

1. 正会員	入会金	無料
	年会費	5,000 円
2. 準会員	入会金	無料
	年会費	3,000 円
3. 賛助団体	入会金	無料
	年会費	3,000 円
4. 賛助会員	入会金	無料
	年会費	30,000 円
5. 特別協賛企業	入会金	無料
	年会費	300,000 円